

6月14日 改正クリーンウッド法の説明会 Q&A

番号	ご質問	回答
1	法律の改正後、現在の第1種、第2種のカテゴリーはなくなるのか	改正法では、川上・水際の木材関連事業者（現行制度における第1種の事業者）について合法性の確認等が義務化され、第2種については引き続き努力義務となります。このため、カテゴリーとしての考え方としては法改正後も残りますが、「第1種」「第2種」の用語を継続して使用するかは今後検討していきます。
2	情報伝達の方法として、いちいち適合通知書や伐採届等を添付しなければならないようになるのか	具体的な伝達方法等の詳細は、今後省令等で整理することとなっております。伝達する側とされる側両方の事業者の負担等も考慮しながら適当なあり方を検討していきます。
3	法改正後は、第1種の登録制度はなくなるのか	法改正後も第1種の登録制度は継続します。ただし合法性の確認等の義務化に伴い、登録要件は変更となる見込みです。
4	合法性が確認できた木材のみ扱う事業者の公表やマーク付けを検討しているとの国会答弁があったが、現在の登録制度との関係や、誰が認定主体となるか	優れた事業者へのマーク付け等について、登録制度との関係を含め、その仕組みについては今後検討していく考えです。
5	「合法伐採木材」と「合法性確認木材」の定義は	<p>「合法伐採木材等」とは、我が国又は原産国の法令（我が国の法令にあっては、条例を含む。）に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。）を指します。（改正法第2条2項）</p> <p>「合法性確認木材等」は、木材関連事業者により合法性の確認をした木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いと確認した木材等を指します。（改正法第7条2項）</p> <p>前者は、真実に合法であることを示す概念であり、後者は事業者が合法と確認した結果を示す概念です。</p>
6	グリーン購入法の事業者認定を受けている場合でも別途クリーンウッド法の事業者登録を受ける必要があるか	グリーン購入法に対応した林野庁ガイドラインに基づく団体認定とクリーンウッド法の登録は別の制度となります。グリーン購入法の認定事業者であっても、クリーンウッド法の登録を受けるには別途登録実施機関を通じて審査を受ける必要があります。なお、登録は義務ではなく任意です。

7	<p>・森林認証制度とクリーンウッド法の関係は</p> <p>・現行クリーンウッド法において、FSCやPEFCなどの認証材であっても、それだけで合法材として判断することはできないとの説明を受けたが、改正後はどうなるのか</p>	<p>現行制度において、合法性の確認の信頼性及び簡明性の担保の一環として、木材関連事業者は林野庁ガイドラインに基づく「森林認証制度及び CoC 認証制度を活用した証明方法」も合法性の確認に活用できることとしております。法改正後も同様の運用ができるよう検討しています。</p> <p>改正法では、「原材料情報を踏まえ、主務省令で定めるところにより（中略）確認」を行うこととされていますので、引き続き、合法性の確認をせず、認証材のみをもって合法性確認木材等となる訳ではありません。</p>
8	各県の県産木材認証事業とのすみわけはどのように考えているか	現行制度の下で、合法性を確認する方法として一部の県産材認証制度も活用できることとしています。法改正後も同様の運用ができるよう検討しています。
9	合法性の確認について、木材一本一本に印をつける必要があるか	一本一本に印をつける必要はありません。取引案件ごとに合法性確認結果等の情報を伝達いただくこととなりますが、詳細は今後検討していく考えです。
10	制度について質問がある場合の問合せ窓口はあるか	林野庁ホームページのクリーンウッドナビ <a href="https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html">https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html</a> に問合せ先を掲載していますので、そちらにご連絡ください。
11	5条森林以外の森林のように、伐採届がない森林由来の木材についてはどのように対応するのか	伐採届の提出を要しない森林由来の木材等の原材料情報の収集方法については、現行の運用においては、森林所有者等による独自の証明が活用できるとしていますが、改正法における運用はこのことも踏まえつつ検討しているところです。詳細が決まりましたら、今後手引き等でお示ししたいと考えています。
12	法改正により素材生産販売事業者に情報提供が義務化となったが、海外の素材生産事業者も対象か	改正後の法第9条は、国内の素材生産販売事業者を対象とするものであり、海外の素材生産事業者は情報提供の義務の対象外となります。
13	今後のスケジュールについて、昨年12月に示されたものから変更はないか	本日の参考資料3にお示ししているように、昨年12月時点では令和6年度頃と7年度頃の2段階で施行する案としていましたが、検討の過程で修正し、令和7年度頃施行を予定しています。なお、今後のスケジュールにつきましては、検討状況等も踏まえながら適宜更新する予定ですが、その際は関係者の皆様にお知らせしてまいります。
14	罰則金100万円は緩すぎる	合法性の確認等の義務違反を容認することは、国内外の森林に直接的な負の影響を与え、地球温暖化防止等の森林の有する多面的機能に影響を及ぼすこと、その木材の流通は特定の事業活動のみならず木材市場全体にお

		<p>ける公正な取引を害するという点でその悪質性は強いところでは。</p> <p>また、本法と同様に、目的（保護法益）が環境保全等とする他法令でも、事業者の義務における違反行為のうち悪質なものは、100万円以下の罰金とされているところでは。こうした違反行為の悪質性・量刑の妥当性から、100万円以下の罰金かつ両罰規定（違反行為者だけではなくその法人等にも罰則が及ぶもの）が適当な量刑であると考えています。</p> <p>他方、本法においては、指導助言・勧告・公表・命令の段階を経た上で、罰則に至る規定としております。これは、基本的には、事業者の行動変容を促すことによって間接的に違反の是正をお願いするものであり、できるだけ罰則の適用対象にならないよう、業界団体の皆様への周知等を密に実施するなど適切な運用にむけて準備をすすめていく考えです。</p>
15	国内で SGEC や FSC の認定業者を広げていくことは考えないのか	<p>森林認証制度は、環境問題等に関心を有する消費者層の選択的な購入を促すことにより付加価値を高め、持続的な森林経営を進める、民間主導の取組です。森林認証の取得拡大や普及については、国内の森林認証の普及、森林認証取得に係る川上から川下の関係者の合意形成にも活用可能な支援を措置しているところであり、引き続き、これらの措置を通じて、森林認証材の供給体制の構築に向けた取組を進めていく考えです。</p>
16	合法性確認内容が決定され、各事業者へ通知される具体的な時期のイメージはあるか	<p>詳細について定める政省令の考え方については、共管3省庁で検討を進めております。具体的な時期をお示しすることは難しいところですが、できるだけ早く皆様にお示しできるよう引き続き検討してまいります。</p>
17	公共事業での木材調達において、違法リスクがないと判断した CW 法の DD をクリアできた材だけを購入するという規制はしないのか？公共調達の規制と、環境省のグリーン購入法との整合性はどのようにしているか	<p>現状では、全ての公共事業において CW 法における合法性が確認できた木材のみを調達するという規定はありません。なお、農林水産省関係の公共事業においては、環境への配慮の観点から、農林水産省木材利用推進計画において、関係法令、構造、設置場所、コスト、緊急性を要する場合等の制約を受けるものを除き、合法性が確認された木材等を利用した工事を積極的に推進することとしています。</p> <p>また、グリーン購入法に基づく調達については、クリーンウッド法に則していることが要件となっています。</p>
18	省エネ法の EEGS や、g BizID などのように、年度報告を電子登録	<p>事業者負担の軽減を図るため、情報の収集や保存、伝達、報告等を電子的に行えるシステムの構築を検討してい</p>

	できるとよい	ます。なお、登録事業者が行う年度報告や、改正法による一定規模以上の事業者を求める定期報告の詳細については今後主務省令にて定めることとしております。
19	改正後の条文、対照表はどこかに公開されているか	改正後の条文、新旧対照表等の当説明会資料はクリーンウッドナビに掲載しております。
20	国産材の場合、合法性の確認は誰がどのように行うのか。現状であれば確認のスタートは市町村になると思うが、人材等体制はどう考えるか	資料1の9ページ目のとおり、木材等の合法性の確認のスタートは川上・水際の木材関連事業者となります。合法性の確認等の方法については改正法第6条や政省令等に基づき行うこととなり、事業者の皆様には必要な体制を整備していただくこととなります。現行制度と同様、市町村は伐採造林届に関する事務等を担いますが、合法性確認の直接の主体とはなりません。
21	輸出梱包材関連の業者もこれを周知しているか	経済産業省より、日本パレット協会及び日本梱包工業組合連合会に周知しております。

6月23日 改正クリーンウッド法の説明会 Q&A

番号	ご質問	回答
1	法改正後は、第1種の登録制度はなくなるのか	法改正後も第1種の登録制度は継続します。ただし合法性の確認等の義務化に伴い、登録要件は変更となる見込みです。(6月14日説明会質問番号3と同じ)
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1種に該当する事業者は多く、義務化された川上の事業者を管理するのは大変な作業</li> <li>・大規模事業者は報告させる、とになっているが、全体の管理をどうするか、方向性はでているか</li> <li>・市町村に負担してもらおう方向か</li> </ul>	報告いただくことになる一定規模以上の事業者の規模等について今後省令等で検討していきます。その際には、把握すべき範囲と事務負担のバランス等を考慮しながら設定していく考えです。また登録制度のもとで登録実施機関から年一度報告いただいているので、そうした仕組みも活用しながら事業者の把握を行っていく考えです。市町村に負担いただくことは考えていません。
3	輸出梱包材関連の方は周知されているか	経済産業省より、日本パレット協会及び日本梱包工業組合連合会に周知しております。(6月14日説明会質問番号21と同じ)
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・明らかに現状クロの材の対応はどうすればよいか</li> <li>・現時点で法的罰則は講じないとなっているが、2028年(3年後検証実施予定)後に細かい罰則を設ける予定はあるか</li> </ul>	<p>木材関連事業者が違法伐採木材等(いわゆる「クロ材」)であると確認するケースとしては、裁判等で違法との結論が出ていることを了知している場合が考えられます。このため、完全にクロという事案は少なく、ご指摘のケースは限りなくクロに近いグレーな事案と言えるかもしれません。</p> <p>今般の改正法においては、木材関連事業者の取り組むべき措置として、「違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置」を規定することとしており、このような木材等が利用されなくなるよう取組を進めていきます。</p> <p>2028年以降については現時点で具体的なお話をすることはできませんが、まずは改正法におけるクロ材が利用されなくなるような取組を進めてまいります。</p>
5	「限りなくクロに近いグレー」とは、どのようなケースを想定しているのか	完全にクロと判断される事案は少ないと想定されますが、様々な情報を勘案した結果、その可能性が非常に高いと判断される場合を想定しております。
6	梱包系の材料、ベトナム産合板に使用されている中国製単板はトレースできない。これはクロになるとの認識。	証明ができない＝クロとは限りません。必要な確認を行った上で合法性が確認できなかった場合は、確認できなかった旨を情報伝達いただくことになります。詳細な運用に関しましても、今後説明会等で説明していく考えです。
7	グリーン購入法との違いは	グリーン購入法は、国等による環境物品の調達推進等を目的としており、木材に限らず公共調達される様々な

		<p>物品が対象となります。また、グリーン購入法の下での公共調達においては、合法性に加えて持続可能性にも配慮することを推進しているところです。</p> <p>これに対しクリーンウッド法は、民間の取引も含め、合法性の確認された木材・木材製品の流通及び利用を促進することを目的としています。</p> <p>なお、グリーン購入法に基づく調達については、クリーンウッド法に則していることが要件となっています。</p>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木材関連事業者による合法性の確認が義務化されることは、登録を義務化することと同義か</li> <li>・登録が義務でない場合、登録の有無での違いはどのように考えているのか</li> </ul>	<p>登録の有無にかかわらず、川上・水際の木材関連事業者には合法性確認等が義務化となりますが、登録は義務ではありません。</p> <p>法改正に伴い、現在の登録要件は変更となる見込みですので、詳細は今後省令等で示していきます。</p>
9	現状の「家具、紙等の物品」には梱包材は列記されていない。今後、主務省令等の見直しで「家具、紙等の物品」が追加や変更となるということか	<p>現行制度の下では梱包材は対象物品ではありません。</p> <p>対象物品の範囲の見直しについては、関係する業界等の意見も踏まえつつ、今後省令等で整理していく考えです。</p>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合法性の確認とはどの程度ものか</li> <li>・確認していないと認識されるラインは</li> </ul>	<p>原材料情報を収集し、合法性の確認を行うことが義務となります。具体的な合法性の確認の方法については、今後フローチャートやチェックリスト等でお示ししていく予定です。</p>
11	登録・更新には費用がかかりますが、メリットはあるのか	<p>登録制度のメリットとしては、法律上、「登録木材関連事業者」との名称を用いることができることにより、取引関係者等からの信頼が高まることなどが想定されます。</p> <p>今後、消費者等を含め今まで以上に周知を図り、合法木材を使いたいというニーズを高めていく中で、登録事業者の取り扱う木材が選択肢として高まってくると考えています。</p> <p>なお、農林水産省では登録事業者に対して、補助事業等の優遇措置を講じています。</p>
12	登録費用の設定基準は妥当なのか、もう少し費用が安ければみんな安心して登録事業者になるのではないか	<p>登録費用については、登録実施機関が定めることとなっていますが、登録費用が登録のネックとなるとの御意見について、登録実施機関に伝達するとともに、登録業務の在り方について今後も意見交換を続けていく考えです。</p> <p>登録費用の引き下げについて現状では厳しい状況ですが、登録事業者が今後増えることで、スケールメリット</p>

		が働くことも期待されます。
1 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トレースができない（原材料情報を入手できない）材料を取り扱う場合は、川下への情報の伝達や仕入先への再三の注意という考え方であるが、水際・川上における受入側は様々なリスクがあるのでは</li> <li>・行政のフォロー、スキームの提示をお願いする</li> </ul>	<p>改正法第 13 条において、木材関連事業者の取り組むべき措置として、取り扱う木材等のうち合法性確認木材等の数量を増加させるための措置について規定しており、トレースできないような材からの転換を促していく考えです。</p> <p>今後、政省令のほか、手引きや運用通知、Q&amp;A をお示しできるよう進めていきます。また、制度の詳細が決まりましたら説明会を開催する予定です。</p>
1 4	仮に、伐採届等の確認が取れない木材の場合、他にどのような情報を収集すればよいのか	伐採造林届に代替する情報について政令等で整理していく予定です。

なお、クリーンウッドナビ窓口宛にいただいたご質問につきましては、個別に対応させていただきます。